

答 申

第1 当審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和元年7月1日付けで行った公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対する岐阜市長（以下「実施機関」という。）の公開拒否決定（以下「本件処分」という。）に不服がある。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 岐阜市と柳津町の「合併に伴う事務引継書」において懸案事項とされ、解決もしていない事案であるのに、裏付書類がない上に、議決案件に関する書類がないということは、書類管理ができていない。
- (2) 公文書公開請求決定通知書（令和元年7月12日付け岐阜市行政第59号）では、本件処分において対象とされた公文書を保有していないとあるが、廃棄されたか、元から無かったか、隠蔽しているかであり、当時、引継書の確認作業を行った職員等に聴取調査を行うなど、調査や確認をすべきである。

第3 実施機関の主張及びその理由の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 実施機関の主張の理由の要旨

- (1) 審査請求人は、本件公開請求を提出した〇〇事務所において、「引継書は〇〇するほどの資料であるから、そこに記載されている「□□」と「△△」の記載書類」は当然保有しているはずである」旨を述べており、実施機関では、本件公開請求において求める公文書（以下「対象公文書」という。）は、審査請求人から提出された公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）に記載されたとおりの文書であると判断した。
- (2) 実施機関が保有している「〇〇」は、既に審査請求人に開示している。しかし、対象公文書である「□□」については保有が確認できないことから、現に保有していないと判断した。
- (3) また、「△△」の記載書類についても保有が確認できないことから、現に保有していないと判断した。
- (4) なお、実施機関において、合併前に柳津町職員であり、合併後に柳津地域事務所長の立場にあった退職職員に聞き取りをしたり、引継書を管理する行政課内と旧柳津町に関する文書の保管場所となっている柳津

地域事務所内の旧柳津町議場を確認したりしたが、対象公文書は見つからなかった。

第4 当審査会の判断

1 判断の理由

- (1) 審査請求人が実施機関に提出した本件請求書には、知りたい内容として「合併に伴う事務引継書に記載されている『□□』と『△△』の、記載書類」と書かれている。
- (2) この「合併に伴う事務引継書」が、平成18年1月1日柳津町が岐阜市に編入したことに伴い取り交わされた「合併に伴う事務引継書」（以下「事務引継書」という。）であることは、本件請求書に書かれた上記の記載と全く同じ記載があることから明らかである。したがって、公開請求の対象となる文書は「合併に伴う事務引継書」に表題が記載されている文書であるといえる。
- (3) ところで、「合併に伴う事務引継書」に表題が記載されている文書で、かつ、本件請求書に記載されている第一の文書は、「□□」であるが、これとよく似た文書として、「○○」が存在する。この文書は実施機関が保有しているが、既に審査請求人に開示されている。このことを踏まえると、審査請求人は本件公開請求を通じて、上記の「○○」の公開を求めているのではなく、本件請求書に記載された文字どおりの「□□」の公開を求めているといえるから、実施機関が、そのように対象公文書を特定したことに不合理な点は認められない。
- (4) また、「合併に伴う事務引継書」に記載されている文書で、かつ、本件請求書に記載されている第二の文書は、「『△△』の記載書類」である。この点、上記の「○○」には、審査請求人が問題としている土地が土地改良の除外地の一群に記載されているものの、当該文書は既に審査請求人に開示されている。このことを踏まえると、審査請求人は本件公開請求を通じて、「○○」の公開を求めているわけではないといえる。そうすると、実施機関が「『△△』ことが記載されている文書」と特定したことに不合理な点は認められない。
- (5) 以上のようにして特定された対象公文書については、実施機関において、関係職員に聞き取り調査を行ったり、対象公文書が存在するのであれば保管されているであろう場所を調査したりした上で、対象公文書は存在しなかったとしている。

この点については、当時の柳津町公文書規程（昭和47年10月1日訓令甲第2号）に照らしても、実施機関の主張に不合理な点や不自然な点は見受けられないし、また対象公文書が存在していることを基礎付ける具体的な事実やこれを裏付ける根拠もない。
- (6) 以上から、対象公文書が存在すると認めることはできず、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会までの審査経緯等

令和元年	7月 1日	公文書公開請求
	7月12日	実施機関による非公開決定
	7月16日	審査請求
	8月 2日	審査請求の補正
	9月24日	実施機関による弁明
	不 明	審査請求人による資料提出
令和 2年	1月16日	審査会への諮問
	2月21日	審査会の審議
	3月13日	審査会の審議
	3月27日	審査会の審議
	4月 1日	答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土 田 伸 也
委員	寺 本 和佳子
	三 谷 晋
	南 圭 一
	鷺 見 進